安 倍 藁 科 川 漁 業 協 同 組 合 内共第14号第5種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、安倍藁科川漁業協同組合が免許を受けた内共第14 号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」と言う。)の区域に おいて、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産 動植物(あゆ・うなぎ・にじます・あまご・おいかわ)の採捕(以 下「遊漁」と言う。)についての制限に関し必要な事項を定めるものと する。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、第6条の 遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、 ウ欄の規模の範囲内に於いて、工欄の区域内及びオ欄の期間中でなけ ればこれを行ってはならない。

ア	1		ウ	エ	オ
魚種	漁	法	規模等	区域	期間
	友釣		掛 イカリカ 4本 チラシの端 7 cm 以内 を がれの がれの がれの がれり ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない	全域	6月1日以降で 組合が定める日 ~11月30日
	毛針釣	石川釣(ドブ釣)	石川針3本以内	安倍川の大河内えん提上流端よ り上流の区域	6月1日以降で 組合が定める日 ~10月31日
	掛釣	ゴロ引		安倍川の狩野橋下流端から下流 安倍川大橋上流端に至る区域	9月1日 ~9月30日
あゆ	餌釣	流し毛針釣 (蚊針釣)	コマセ釣 禁止 その仕掛も 禁止 リール禁止 7 本以内	安倍川の竜西橋下流端から下流の区域 藁科川の牧ヶ谷橋下流端から下流の区域 丸子川の国道150号線広野橋下流端から下流の区域 内牧川の静岡市葵区安倍口新田地先の躍動橋下流端から下流の区域 足久保川の飛沢橋下流端から下流の区域 足久保川の飛沢橋下流端から下流の区域 水見色川の株田橋上流端から上流の区域 新間谷川の新間大橋上流端から上流の区域	6月1日以降で 組合が定める日 ~11月 30日
				安倍川の平野橋上流端より上流 100mから上流大河内えん堤 の区域 中河内川の玉川橋上流端から上 流の区域 足久保川の飛沢橋下流端から上 流の区域	8月16日~11月30日
うなぎ	穴釣 置針 <sup>揺似焼赭</sup> に限る		針1本以内 針1本 5仕掛け以内	全域	4月1日~9月30日

_	1	1	T		1
	餌釣 毛針釣	和式 毛針釣 (テンカラ)	1 本針 ルアー禁止	黒俣川の相俣本橋上流端から 清沢小学校正門までに至る漁 業センター	1月1日 ~12月31日
				上記以外の区域	3月1日 ~10月31日
				安倍川の静岡市大河内えん堤 上流端から上流の区域 足久保川の第3号床固工上流 端から上流の区域	3月1日 ~10月31日
にじます	毛針釣	フライ釣	1 本針ルアー禁止	安倍川の曙橋上流端から上流 大河内えん堤上流端までの区域 中河内川の安倍川本流との合流点から上流の区域 西河内川の中河内川との合流 点から上流の区域 藁科川の清沢橋上流端から上流の区域	3月1日 ~4月30日
				黒俣川の相俣本橋上流端から 清沢小学校正門までに至る漁 業センター	1月1日 ~12月31日
	ルアー釣	ルアー釣	針3本以内 (バーブレス)	安倍川、大河内えん堤上流端 より上流の区域	3月1日 ~10月31日
	餌釣 毛針釣	和式 毛針釣 (テンカラ)	1本針ルアー禁止	全域	3月1日 ~10月31日
				安倍川の静岡市大河内えん堤 上流端から上流の区域 足久保川の第3号床固工上流 端から上流の区域	3月1日~10月31日
あまご	毛針釣 フライ釣 1本針 ルアー禁止		1 本針 ルアー禁止	安倍川の曙橋上流端から上流 大河内えん堤上流端までの区域 中河内川の安倍川本流との合流点から上流の区域 西河内川の中河内川との合流 点から上流の区域 藁科川の清沢橋上流端から上流の区域	3月1日~4月30日
				黒俣川の相俣本橋上流端から 清沢小学校正門までに至る漁 業センター	3月1日 ~10月31日
	ルアー釣	ルアー釣	針3本以内 (バーブレス)	安倍川、大河内えん堤上流端 より上流の区域	3月1日 ~10月31日

おい	餌釣	シラス アミエビ	安倍川本支流の竜西橋上流端 から上流の区域 藁科川本支流の清沢橋上流端 から上流の区域	3月1日 ~10月31日
かわ	毛針釣	禁止	安倍川本支流の竜西橋上流端 から上流の区域を除く全域 藁科川本支流の清沢橋上流端 から上流の区域を除く全域	1月1日 ~11月30日

2 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の漁業の 方法により、ウ欄の区域内に於て工欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア魚種	イ漁具・漁法	ウ 区 域	ェ 期 間
全 魚 種	総での漁具・漁法	1 藁科川の静岡市葵区坂ノ上の中部電力株式会社清沢えん堤上流端から上流へ100メートル、下流へ100メートルに至る区域 2 藁科川の静岡市葵区日向の中部電力株式会社大川えん堤上流端から上流へ200メートル、下流へ200メートル、下流へ200メートル、下流へ100メートル、下流へ100メートル、下流へ100メートルを至る区域 4 安倍川の静岡市東名安倍川橋上流端から河口に至る区域 5 黒樫沢全域 6 中尾沢は原橋上流端から上流の区域 7 大門川の山崎1丁目の緑橋下流端から下流の区域	周年
全 魚 種	総での漁具・漁法	安倍川の静岡市安倍川大橋上流端から下流東名 安倍川橋上流端に至る区域 藁科川の静岡市藁科川橋上流端から下流安倍川 合流点に至る区域	10月11日 ~ 12月31日
おいかわ	餌 釣 毛 針 釣	全 域	5月6日~ あゆ解禁日前日

3 下記区域は中学生以下の釣専用区とする。ただし、組合員及び一般遊漁者は入川禁止とする。

魚種	漁具・漁法	区	域	期	間
全魚種	第3条に規定する通り (ただし掛釣・ゴロ引を 除く)	100 メートルの		第3条する通	に規定り

4 第3条第1項の規定にかかわらず、7欄魚種「あゆ」の安倍川と藁科川の 流し毛針釣については、両河川全区域において、中学生以下に限って行う ことができる。

ただし、イ漁法、ウ規模等は表のとおりとする。尚、期間については、 7月20日から8月31日までとする。

# (全長制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、 イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚	種	イ 全 長
あ	ゆ	7センチメートル以下
j	なぎ	30センチメートル以下
12	じます	12センチメートル以下
あ	まご	12センチメートル以下

## (釣大会等のための遊漁の制限)

- 第5条 組合釣大会等を開催するための一定期間、一定区域における遊漁を 制限した場合はこれに従わなければならない。
  - 2 組合は前項の制限をしようとする場合は、その10日前までにその 旨を公示しなければならない。
  - 3 前項の公示は組合の掲示場に公示するものとする。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条の規定により、組合が定め、公示する場所において納付する ときの遊漁料は次の表のとおりとする。

> ただし、遊漁をする場合において漁場監視委員に納付するときの遊 漁料は1,000円を附加して得た額とする。

魚種	区域	漁具・漁法	遊遊	魚料
			1 日	1年
おいかわ を除く 全魚種	下記を除くすべての区域	第3条に規定する通り	1,500円	7,000円
にじます	黒俣川の相俣本橋上流端から清 沢小学校正門までの漁業センター (管理釣場:漁業センター)	餌釣及び 毛針釣 (和式テンカラ) フライ釣	中学生以上 大人 2,000円 小学生 1,000円	
* T ~	黒俣川の相俣本橋上流端から清 沢小学校正門までの漁業センター (管理釣場:漁業センター)	餌釣及び 毛針釣 (和式テンカラ) フライ釣	中学生以上 大人 2,000円 小学生 1,000円	
あまご	安倍川の梅ヶ島金山ダム下流端 から下流の井戸沢合流点までの 区域 (管理釣場:梅ヶ島常設釣場)	餌釣及び 毛針釣 (和式テンカラ)	中学生以上 大人 3,000円 小学生 1,500円	
おいかわ	第3条に規定する通り	餌釣 毛針釣	無料	無料

2 次表に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次の相当下欄 のとおりとする。ただし、梅ヶ島常設釣場、漁業センターを除く。

中学生以下				無	料		
	魚	種	区	域	漁具・漁法	遊漁	料
障女	7111	i <del>T</del>	1	,	DM// DM/II	1 日	1年
障害者手帳保持者	全魚	魚種	第3条 定する		第3条に規 定する通り	1,000円	4,000円
保 持 者	おい	かわ	第3第 定する		第3条に規 定する通り	無料	無料

- 3 遊漁料は、組合が毎年発行する『入川のしおり』、組合のウェブサイトで公表した場所、又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。また、当該遊漁をする場所において漁場監視委員に納付することができる。ただし、第1項に規定する、にじます・あまごを対象魚種とした管理釣場での遊漁料については、各管理釣場施設において納付しなければならない。
- 4 第5条に基づく大会遊漁料は前3項の規定にかかわらず次のとおりとする。

+ \( \( \( \) \)	参	加料
大 会 名	大人(中学生以上)	小 学 生
にじます釣り大会	3,000円	1,500円

## (遊漁証に関する事項)

第7条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を

遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具·漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名
- 2 遊漁証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視委員において行うものとする。
- 3 遊漁証は他人に貸与してはならない。

#### (遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視委員の 要求があったときは、これを提示しなければならない。
  - 2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視委員の提示に従わなければならない。
  - 3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑 となる行為をしてはならない。
  - 4 遊漁者は次に掲げる区域内における川底を攪拌してはならない。

## (産卵保護の為)

区域	期間
安倍川の静岡市安倍川大橋上流端から下流東名安倍川	10月11日 ~
橋上流端に至る区域	12月31日
藁科川の静岡市藁科川橋上流端から下流安倍川合流点に	
至る区域	

5 遊漁者は遊漁に際しては、全魚種の灯火を使用する漁法を行っては ならない。全魚種の遊漁は、夜明けから日没までとする。ただし、 うなぎ漁については除く。

# (漁場監視委員)

- 第9条 漁場監視委員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うこと ができる。
  - 2 漁場監視委員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、 かつ、漁場監視委員であることを表示する腕章をつけるものとする。
    - (1) 氏名
    - (2) 有効期間
    - (3) 注意事項
    - (4) その他必要な事項
    - (5) 発行者名

# (違反者に対する措置)

- 第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊 漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。 この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものと する。
- 附 則 1.この規則は、平成26年1月1日より施行する。
  - 2. この規則は、平成27年1月1日より施行する。
  - 3. この規則は、平成28年1月1日より施行する。
  - 4. この規則は、令和3年5月20日より施行する。
  - 5. この規則は、令和6年1月1日より施行する。